

阪南市企業誘致意向調査業務仕様書

阪南市未来創生部企画課

1. 業務の名称

本業務の名称は、「阪南市企業誘致意向調査業務」とする。

2. 業務の目的

企業誘致は、地域経済の活性化と持続的な発展に寄与するものであり、財政基盤の脆弱な本市にとって、税源の確保や雇用の創出を通じた安定的な行財政運営の実現に資する、優先度の高い重要な施策である。

また、人口減少が進行する中、本市の地域活性化を図るためには、人口の流入促進と流出抑制に向けた雇用機会の創出が不可欠であり、企業誘致はその中核を担う取組である。

こうした認識のもと、地域経済が循環するまちづくりを目指し、本業務では、将来的な効果的かつ迅速な企業誘致の実現に向け、地域特性や企業ニーズ、立地ポテンシャル等を把握するため、全国の企業を対象に、本市への進出可能性等に関する意向調査を実施する。

本調査結果をもとに本市の課題を分析し、今後の企業誘致活動、優遇制度の設計及び産業用地の整備検討等に活用することを予定している。

なお、本業務委託は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、受託者からの提案を踏まえて内容について協議を行い、最終的な仕様を決定する。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

4. 対象エリア

本市全域

5. 業務内容

(1) 調査基礎データの作成

企業誘致の候補地に関する調査基礎データを作成すること。

調査基礎データとして、土地利用現況、法規制、インフラの整備状況、社会条件、自然条件、未利用公有財産、上位関連計画（阪南市総合計画、阪南市デジタル田園都市構想総合戦略、阪南市都市計画マスタープラン等）、ハザードマップ等をカルテで整理を行い、土地利用のイメージ図を作成すること。

(2) 企業アンケート調査：5,000社程度

(1) の調査基礎データの作成を踏まえて、企業立地の意向や開発の需要等を把握するため、対象企業に対してアンケート調査を実施する。なお、対象企業の企業名、業種、設立年月、資本金、従業員数、本社所在地等を含めたリストを作成すること。

また、アンケート調査に同封する調査票や挨拶文等を作成するほか、印刷費（封筒、調査票、挨拶文等）、封入封緘作業費及び通信運搬費（郵送費（調査票送付、返信費等）等）もすべて受託者負担とする。ただし、調査後、返送費等のうち実費により費用を算出できるものについては、精算を行うものとする。また、企業からの回答については、オンラインによる方法も可能とすること。

ただし、対象企業リスト及び調査票、挨拶文等については、市と協議の上、内容を決定するものとする。

(3) 課題の整理

(2) のアンケート結果を踏まえて、本市の企業誘致に関する課題を整理するとともに、企業誘致に向けた施策・方策の提案を行うこと。

(4) 報告書の作成

(2) のアンケート結果から本市に進出の意向がある企業の情報を取りまとめ、報告書を作成すること。なお、報告書には、(3) の課題の整理も含むものとする。また、次の項目について提案があれば積極的に記載すること。

- ・国及び府の動向、先進地の事例並びに産業界のニーズなどを踏まえ、候補地となりえるエリアの提案
- ・候補地エリアの類似する産業用地開発の事例等を参考に、造成・インフラ整備等の主要項目の概算費の提案

(5) その他

必要な事項について、独自提案を行うこと。

6. 成果品

- ① 「阪南市企業誘致意向調査業務」報告書
A4判、2色刷り（一部フルカラー印刷） 1部以上
CD-ROM等の電子データ 1枚
- ② 調査に係る本業務関連の電子データ（加工可能な形式を含む。）
各種資料1式
CD-ROM等の電子データ 1枚

7. 納品場所

8. その他

- ① 本業務により得られた成果品及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。受託者は、本業務に係る著作権人格権を行使しないものとする。受託者は、発注者の許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。
- ② 発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- ③ 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意しなければならない。
- ④ 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- ⑤ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告がない場合は、受託者は問題がないことを認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処するものとする。
- ⑥ 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律並びに阪南市個人情報の保護に関する法律施行条例及び阪南市情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- ⑦ この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議し、その指示に従うものとする。